

# (案) 「抜本的な登録制度改革」の考え方

## 基本的な考え方

## 様々な主体と共に歩み、地域に根差したスカウティングを目指して

—スカウト運動の普及・発展のために多様な参加方式を確立させる—

スカウト	教育規程 2-4 に「加盟登録者」として区別される区分	①スカウト	スカウト	加盟登録手続きは従来どおり	加盟登録料を納入する(金額は従来どおり)	加盟登録料を含めて、現行制度の変更はしない。	「加盟登録証」については、デジタル化するものとする。
		②指導者 A	<ul style="list-style-type: none"> <li>団委員長、副団委員長、団委員、隊長、副長、副長補、DL、DC</li> <li>県連盟及び地区の役職員</li> <li>日本連盟の役職員等</li> </ul>				
	教育規程 2-5 に「加盟登録のできる者」とされている区分	③指導者 B	<ul style="list-style-type: none"> <li>インストラクター及びBVS 隊の補助者</li> <li>加盟団の育成会員</li> <li>技能章審査員及び技能章指導員</li> <li>スカウトクラブ会員</li> <li>県連盟、日本連盟の名誉役員及び委員会の委員</li> <li>県連盟、日本連盟の財政的援助団体の構成員</li> </ul>				
成人(②又は③と⑤との重複登録を除き、複数の区分に登録・加入ができる)	新しく導入する会員区分	④(仮称)サポーター	スカウトの保護者などのうち、希望する者	加入手続きは団	会費を納入しない	スカウトの登録時に保護者1人の氏名とメールアドレスを登録してもらう。月に2回程度、子育てに役立つ情報、スカウティングに関する情報(進歩課目のねらい、主催大会の情報など)を登録メールアドレスに送信するサービスを始める。	
		⑤(仮称)OB・OG	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去に加盟登録のあった者</li> <li>大学を卒業する大学ローバーのスカウトで地域団に所属しない者</li> </ul>			日本連盟で加入手続き	大学ローバーを卒業したスカウトは、地域団に登録するよう誘導策の構築も必要だが、まずは、OB・OGへの登録を促し、この運動から離さないこと目指す。また、ローバー年代を終えたが、指導者登録をしない者の受け皿としても機能させる。サポーター会員同様にスカウティングに関する情報を定期的にメールで送信するサービスを始める。
		⑥(仮称)スポンサー	土地や資材等の無償提供(貸与)によって、本法人(日本連盟、県連盟、地区、団)の運営に協力する企業、団体、個人 <u>*金銭寄附を除く</u>			加入手続き	金銭寄付の場合、維持会員か社会連携・広報委員会で所管している1回限りの寄付(ネットでのクレジットカード払い)を利用してもらう。
		⑦(仮称)サークルメンバー	日本連盟が認めた趣味、技能、職能などの団体に所属する者			日本連盟に加入手続き	会費を納入する



現行の制度を維持

スカウトクラブ

維持会員